

芦屋市条例第24号

芦屋市事務分掌条例の一部を改正する条例

芦屋市事務分掌条例（昭和43年芦屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。 企画部 (1)～(6) (略) (7) <u>図書館、博物館、公民館その他の社会教育機関に関する事項</u> (8) <u>スポーツに関する事項</u> (9) <u>文化及び文化財に関する事項</u> 総務部～上下水道部 (略)	(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、次の部を設け、事務を分掌させる。 企画部 (1)～(6) (略) (7) <u>文化に関する事項</u> 総務部～上下水道部 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。